主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

弁護人庭山四郎及び被告人の各控訴趣意は別紙記載の通りである。

〈要旨第一〉弁護人の控訴趣意第一点について考へるに、本件におけるA、B及び株式会社〈記載内容は末尾1ー(1)添付〉Cの各盗難〈一要旨第一〉被害れであるに、本件第一次被害が表現的では末尾1ー(1)添付〉Cの各盗難〈一方警察名と、本件のではないである。本件のではないである。本件のではないである。大きないるのではない。ところに徒び釧路市の自治体警察においるのではない。ことができる旨を規定しているのである。一方警察第五十八条によいるのである。今本件について見ると、記域内であるによができる旨を規定しているのである。今本件について見るとで書としているのである。一方警察の管轄区域内に及の領置調書によれば被告人自宅に持ち帰つているのであるのであるによるのであるにはからないによるのであるにはからないであるにはないのであるにはないのであるが引路地区警察の管轄区域内にそのとによるのは一方を選集しているのであるにはないのであるが引路地区警察の管轄区域内によるとによるのであるにはないのであるが引路地区警察の管轄区域内に入るとに対したのであるにはないのである。に違反したかどはない。所論のであり、これを証拠に採用した原判決は何等法令に違反したかどはないのである。

弁護人の控訴趣意第二点及び被告人の控訴趣意について考えるに、一件記録を調査するに、所論の援用の諸事情を考慮にいれても原判決の量刑は重きに過ぎるとは信じられないのである。

よつて本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条によりこれを棄却 し、当審の訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項により被告人をしてこれを負 担させることとした。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 竹村義徹 判事 西田賢次郎 判事 河野力)